令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

定額減税・調整給付・低所得世帯に対する給付について

1 定額減税(所得税及び個人住民税)

○対象者

- ①所得税分 令和6年分の所得税の納税者(合計所得金額が1,805万円以下の方)
- ②個人住民税分 令和6年度の個人住民税所得割納税者(合計所得金額が1,805万円以下の方)

○減税可能額

- ①所得税分 3万円×(1+扶養親族人数)
- ②個人住民税分 1万円×(1+扶養親族人数)

○手続方法

・本人の手続きは**不要**(源泉徴収義務者及び市町村課税担当課等にて手続きを行います。) *詳細については、町公式ホームページ等でご確認ください。



2 調整給付(定額減税しきれないと見込まれる方への給付金)

○対象者

・ 定額減税の対象者、かつ、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たない方

○給付額

- 次の①と②の合計額(合計額を1万円未満切り上げ)
- ①所得税分定額減税額〔3万円×(1+扶養親族人数)〕 令和6年分推計所得税額
- ②個人住民稅定額減稅可能額〔1万円×(1+扶養親族人数)〕 令和6年度分個人住民稅所得割額

○手続方法

・該当世帯には確認書を送付します。内容確認後の返送が必要となります。(8月上旬予定) *確認書返送・申請期限等、詳細については町公式ホームページ等にてお知らせいたします。



○お問い合わせ 町民税務課 税務G ☎(84)1966(直通)

3 低所得世帯に対する給付

- ○対象者と給付額 *基準日(令和6年6月3日)において町の住民基本台帳に記録されている方
 - ①令和6年度住民税非課税世帯
- 一世帯当たり 10万円
- ②令和6年度住民税均等割のみ課税世帯 一世帯当たり 10万円
- ③こども加算 上記1又は2の給付対象者と同一世帯の18歳以下のこども1人当たり5万円
- 【対象とならない世帯】・住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯
 - ・ 令和5年度価格高騰臨時交付金(非課税世帯・均等割のみ課税世帯)の対象世帯
 - ・令和6年1月1日時点で国内に住所がない場合

○手続方法

- ・該当世帯には確認書を送付します。内容確認後の返送が必要となります。(8月上旬予定)
- ・令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯、こども加算対象世帯に生まれた新生児については 申請が必要です。
- *確認書返送・申請期限等、詳細については町公式ホームページ等にてお知らせいたします。

○お問い合わせ 健康福祉課 社会福祉G ☎(84)0006(直通)

